

代醉録

卷二

皇運の衰へりて江の東の事
 福問桑夫の事
 浜田壽一と湘烟女史
 山川徳次郎と其姉兄
 西郷從道と徳一翁
 税不執子の事
 伊豆公と旧君

板垣伯の事
 三輪潤大守の事
 身田らぶの事
 山川徳次郎の在職
 井五郎を視す
 皇太后の御事
 川崎甚兵衛の事
 文身と決り

特別
 14
 1919
 43



○物州桑本とては太宰の同宗心度の人也廿二
元南人の書に記してよと力代を成り今も
こすあのの然とてをまるとこや山田宗岳に於
酒に於ては位は酒師の一人の如くはるんが
るうく之思の居き男也。酒師は雖も然と
ても其もも酒師なることありし未切符を買ふ
一七のめす又位なること不思儀なす事あるに
を以て其思の如くは一相違ふるはあやむる
論事酒師なること思く酒師一七の色朋友と
も而るを其書に事するは伸南なるは其
心くも其心く酒師の居る位は其

は御の如くおまへに面をさしやうに申す御子の如く
山侍の如くおまへに御老の如くおまへに御老
く面をさしやうに又奈は御とに申すは山侍
くまももまへに御老の如く御老とに申すは山侍
くまももまへの御老とは申馬の如くおまへは山侍
くまももまへの御老とは申馬の如くおまへは山侍
くまももまへの御老とは申馬の如くおまへは山侍
くまももまへの御老とは申馬の如くおまへは山侍
くまももまへの御老とは申馬の如くおまへは山侍
くまももまへの御老とは申馬の如くおまへは山侍
くまももまへの御老とは申馬の如くおまへは山侍
くまももまへの御老とは申馬の如くおまへは山侍
くまももまへの御老とは申馬の如くおまへは山侍

を返さ何れしうとを返せしやうに申す御子の如く
御老は御老おまへの御老を御老とに申すは山侍
くまももまへの御老とは申馬の如くおまへは山侍
くまももまへの御老とは申馬の如くおまへは山侍
くまももまへの御老とは申馬の如くおまへは山侍
くまももまへの御老とは申馬の如くおまへは山侍
くまももまへの御老とは申馬の如くおまへは山侍
くまももまへの御老とは申馬の如くおまへは山侍
くまももまへの御老とは申馬の如くおまへは山侍
くまももまへの御老とは申馬の如くおまへは山侍
くまももまへの御老とは申馬の如くおまへは山侍
くまももまへの御老とは申馬の如くおまへは山侍

○もしも橋の上樞町に其の申すと申す御老とに申すは山侍

龍あつとを使ひ用ひて人々を治めしやをいふは
ゆればはるる坊所を因清の流をもち怪あ子
とていふは江も又同じ清の流も七事あり又研鑽く深
く喜敬信のめくえをびらかたねど流もいふは子作
つらうとていふあり

○権守付後不敷子 とも流中の歌の名人として只
接をいふ少ことし流物の代筆とせしめつれは流
人といふも一説を載す

歌多し於てまう深う〜八田知紀翁をまへは薩
摩の人といふもつて流物の性質を解けるは刀自
の才徳を景慕する深うけんおし志つねをいふせ
〜ことあり〜と刀自はゆめつれ〜いふは

けのよけのさきと〜いふは〜
は〜の〜の〜人〜の〜は〜
もえら〜の〜の〜
い〜と〜の〜の〜
〜と〜と〜

○新曲の審美的観念は とも〜の〜の〜
美〜の〜の〜
頬の〜の〜の〜
つ〜の〜の〜
流〜の〜の〜
ロクケユレ〜は優美(ロウケフル)と優美(サバ
ライム)といふは位〜の〜の〜

その内宮人様御筆の刺を合てるふべしと云ふサブライム
のあをぢり

刺涙と云ふこと御甚きことのは名すや座侍の侍を
起さしと云ふこと早し...怪まらば痛くも
を快けん...痛き事と内閣より人として人よその心
を...守り守りの令行は内宮よりよ胸を平ら
うとあんぢり人のあをぢり美さを御さるるおつ
能らざる事...
ふん月んち御ある美の女を御徳に載るとお云
袴の御さるる事...

○嫉妬の理論 嫉妬は一の希望より要求する

嫉妬は心を苦しめしめる事要求しし事... 嫉妬

の要求する事の如何は曰く貞操、貞操はあつた
とき嫉妬を御さる事... 嫉妬とは貞操の
要求する事、夫を嫉妬するは夫をよむ事
の貞操を守らしめんとする事、この事ある
嫉妬は寧ろ悪徳な人の性といふ、おのれも嫉妬
は善美の性、目的の如何、これに善美の性、
ことをたゞ夫以外の人を愛せしことを嫉妬といふ
事、自らこれを嫉妬するは自らして貞操を
守らしめんとする事、これに嫉妬するは
おのれと貞操を守らざる事、是れ嫉妬の理論
極むる事、この事、これに嫉妬するは

と申すは夫の事らつてもお解けを執るゝまゝト一く
三年後上難縁の海にこそお出づれば甘き國を何ぞう
と申すの事ら探さしめたるかまはるゝまゝと申すは
件を知らざる風を知らず我々事あるまじき世に
の妙を尋問するんはト公言はる真面目にハハ
ことは乃々まじく行はるゝまゝと申すは
いつたにこそ我々自らも言はるを指し示すも
ハハおん事今にして仁術と申すは女を侍ら
ぬかまらうと申すは如く男の関係の合はるゝ
と申すは(中)と申すは像の合はるゝと申す
は時まじく申すはと申すは我々もまじく申す
はと申す

も同ト然るこゝ思ふ處の故帳を多く好むを冠り
しりやゝある程と云ふ事一編りさうさう術者(を)たり
あゝ此を抄冊並のやえつて傳へて然し一六二
父方さう

三編の事らこゝり此の事あるも庭の事ら教一十
の井一蓋石點七七八志格室を流さく巧波を流
めささるゝ自々祖執するこゝり其流ぬのさる(は)こ
作らさるゝ流ぬのさる(は)こ作らさるゝ流ぬのさる(は)こ
何の子の事流をさるゝさるゝさるゝさるゝさるゝさるゝ
入行格の事らさるゝさるゝさるゝさるゝさるゝさるゝ
の流らるゝつ同も流ぬの心(は)度さう
すあるもさるゝさるゝさるゝさるゝさるゝさるゝ
洛陽居士

岡山主カと後款 ありさるゝに屏さうさるゝさるゝさるゝ
自段の屏風を物る余をさるゝさるゝさるゝさるゝ
と思ふ、屏風の圖を須磨行幸一隻の事
舟中養老の圖一復さう、何れも抄彩色の
行幸の事をもさるゝ物をも就し流さるゝさるゝ
ゆさるゝさるゝさるゝの流さるゝさるゝさるゝ
さるゝさるゝの圖の流さるゝさるゝさるゝさるゝ
稀代の事らさるゝ河さるゝ款書さるゝさるゝさるゝ
さるゝさるゝの事ら流を流さるゝさるゝさるゝさるゝ
をせしえさるゝさるゝさるゝさるゝさるゝさるゝ
一と流ぬ代の古銅の事ら流、木朱の事ら流さるゝ
さるゝさるゝを流さるゝの事ら流さるゝさるゝさるゝ

陽は氏共一也とのみと露國の使三唱を世し
 して返りてさしすの意は一初解正のあを
 と訓入をすまししことさうすう語をあてあつて
 のさふのあふおさしりあ人の種あふは野を西
 使さつてつらしたるは御心もまらくしと
 公使も他と親のまがれとさゆのあかあふの
 せんもあつて西このえをさふもほりしり
 のゆのあつた指のてほあふせつてさつて
 の平氣さしことさふもあつてさしりあふ
 何れもまを扶さしと膝のあふさしりあふ
 と静書に一ほおさるはさうのあをまふてさ
 りと語さし法さの情と扱く

隣國昇降の其数更をえ可悔務本
 皮、刺以与二夜来

(三十三回五月十日記)

〇さつてあやむく事 〇さつてあやむく事
 〇さつてあやむく事 〇さつてあやむく事
 〇さつてあやむく事 〇さつてあやむく事
 〇さつてあやむく事 〇さつてあやむく事
 〇さつてあやむく事 〇さつてあやむく事
 〇さつてあやむく事 〇さつてあやむく事
 〇さつてあやむく事 〇さつてあやむく事
 〇さつてあやむく事 〇さつてあやむく事
 〇さつてあやむく事 〇さつてあやむく事
 〇さつてあやむく事 〇さつてあやむく事
 〇さつてあやむく事 〇さつてあやむく事
 〇さつてあやむく事 〇さつてあやむく事
 〇さつてあやむく事 〇さつてあやむく事

三十三回五月十日記

過去と現在

(吾が高田新聞の小沿革)

本縣下にて現に日刊新聞として刊行しあるは新編東北自由越佐平等に吾高田を加へて六新聞なる其内最も高齡なるは新聞にして今や六千八百號の上に出で之に次いで越佐にて是れ亦五千百號餘に達し俱に縣下新聞中の號を累ねし上に於ての長老として許され居る事なるが以上二新聞に次での高齡者は即ち吾高田にして本月本日を以て正に五千號に達せり吾が高田を以ては東北は三千六百餘號自由は二千四百餘號平等に多ては僅に千八百餘號に過ぎずされば吾が高田の年を積み號を累ね五千の壽齡を保ちたるは縣下新聞中にも有數の事として之れを祝し地方新聞中に於ても亦稀有の事として悦で可なり然れども明治十六年四月一日創刊後十八年間に渉れる長き歴史は渾て暗慘悲愴を以て満たされ轉た當年志士の苦心を想はしむるものあり今舊記を索て其沿革を掲げんとす抑も高田新聞の

誕生

は明治十六年四月一日にして地は香嶽高秀荒江長へに流れ古は名將城を築き兵を練りたりといふ上越の野而かも其中樞なる高田吳服町ありてありきされど當時の記録多くは故紙資料として取り取らざるも一も存せざるを以て遺憾ながら精細周密の情体は知り難きも當初創設の事と與り今も健在なる人々を就て問る所に因り之れを記するに新聞刊行の議の創りて上越の野に起りたるは明治十五年の冬にして即ち其年の十一月五日當町善行寺に創立會を開き席上組織の方法を協議する所あり尙創立委員として中川源造竹村良貞上田岩之助倉石知康古橋包正高橋慶次郎齋藤謙次郎の七氏を推舉せし此會合ふる吾が高田新聞を生み出せし泉源にしてそれより漸く熱し遂に翌十六年三月を以て意々刊行の認許を得四月一日初刊を見るに至りたるものなり其頃の司裁者は中川源造は(今縣副議長)よし名義は幹事若しくは社主等の名を用ひたりしかば實際の社長職を執り市嶋謙吉氏(今

益友舎との合同

新聞創刊の際に吳服町の今の町役場となり居る所に原榮吉と稱する旅人宿ありしを賃借し編輯會計兩局に充てたりしが未だ草創折衝して活字及機械等を購求するに至らず同じ吳服町なる丸山小間物舖の所益友舎と稱する活版所ありたるを以て印刷一可は同所へ托し印刷せしめり同活版所は荻野又作氏の司裁し居たる所ありて其後十七年に至り合同

主筆記者

せしもの甚多しさればや初め高橋氏の代つて社長たりし頃は太だし窮境に沈淪し居たるものか今や昌運の曙光を天の一方に瞻しに至りたるは抑も高橋社長苦心の効を想はさるへからず而して
には創立當初は大坂の砂川雄俊氏を聘する等なりしが同故あつて來らず爲め當時内政黨事情社監事たりし市嶋謙吉氏を聘し刊行第一の主筆とはしたる氏と當時の社主中川氏との間訂結せる契約書を見るに氏の決して長く留まるの意あて來りたるには非らざるか如く契約書の記する所明治十六年三月一日より同六月三十日に至るまで僅に四個月を以て任期とせり次に次いで主筆たりしは俣野時中氏にて同十七年十一月に任居る半載満たすしてより同十八年二月金澤來藏氏代て主筆となりしも之れ亦俣野氏と同く短命の主筆にして同年六月に早く既之れが更迭を見るに至れり金澤氏の後を襲きたるは久代孝次郎氏久代氏の後には正田初次郎氏主筆たり氏の主筆として吾が高田新聞を筆を秉り

社長及司計

新聞社の吳服町より轉して中川町に移ると同時に合併し茲に初めて印刷業をも兼る事とはなれり第一號の新聞は新聞社唯一の紀念物として保存し置きたりしを其後失ふて今も猶存するは遺憾の極なりされど創刊當時の届書も懇時は一尺二寸五分横一尺八寸五分とありて紙幅の大小を推量し得ん倍々としては中川氏を始め現任高橋文質氏に至るまでには轉々數人の手に移りたりし中川氏の就任せしは明治十六年四月にして翌十七年十月職を去り同十一月よりは別に社長といふ者を置かば司計白石吉次郎は代て經營の任を當る事とはなれりそれより後には二十六年まで殆ど九年間は専ら司計の手にて經營し大嶋琢郎(十八年八月)丹羽氏繁(二十一年二月)近藤給左工門(二十四年十一月)の三氏白石氏に次いで就任せり内大嶋丹羽の兩氏は俱に故人となりたるも中川白石近藤の三氏は今に健在せざるも目出度と同一二十六年八月よりは現任社長高橋文質氏入て近藤氏に代はり社務の整理紙面の刷新買捌の擴張等新畫策經營

奇禍

七月來て主筆となり駐る一載昨三十二年七月氏去て後現任關美太郎代て主筆となる即ち本社創立以來年を閱する十有八其間主筆記者を更ふる現任者ども實に八名および
言論の自由を拘束せられありし時代は於ては操孤者の過て忌諱を觸れ奇禍を買ひたる者往々にして之あり本社も亦胸中萬斛の血迸て激越悲愴の文字となり偶々虎尾に觸れ禁錮の刑に處せられたる者甚だ多し事なるが其人々々々設樂正吉新田忠藏市嶋謙吉竹村良貞齋藤謙次郎小林良則(故人)花井次郎眞保源吉山

岸保平角田與志雄菱川文哉湯川源一郎(故人)

友部周次郎平野清次郎(故人)の諸氏にして中
ま新田眞保角田の三氏の如きは再三奇禍を
買ひ鐵窓の酸苦を嘗めたり最近に至ては明治
卅一年の晩自由黨山縣内閣を結託し天下萬民
の公利を顧じし黨人一個の私福を圖らん爲め
地租及醬油税を増徴 尙ほ郵便電信料鐵道賃
金を増加せるや端なくも國論紛騰し恰も鼎を
覆へしたらんが如く喧々囂々として國體其暴
戾を賣りて止まず蓋し國論の沸騰せる明治政
史中遼東還附の當時と此時とより太だしきは
非らざるへし吾が高田新聞亦偶々言の同前題
に及び鋒鏑脱誤イ當路の忌諱に觸れ廟廊
の諸公を辱侮したるといふの故を以て彈劾の
間ふ所となれり

宣言書

以上奇禍を罹りたる者の内主筆として其厄を
被りたるは市嶋謙吉氏一人なり同氏は連坐し
て固圉の苦を嘗めたるは竹村良貞氏なるか事
は彼の干才事件(市嶋氏懷舊談)の爲めな
るべく宣言書の今尙は遺こりあれば其大要を

現在

明治十六年秋めて山々の聲、上越の野も揚げ
しより既に十八星霜昭代の有がたさの社運
日は隆昌に赴き本月本日正に五千の壽を
迎ふるに至りたる事ながら後代までの紀念も
かなど聊か現在の情体を就き記し置かんや
現時社長とまで同連の功ありし高橋又實氏
よして之れに與て力あるは會計長兼輪美
代太郎氏なり而して主筆としては關美太郎編
輯を綜轄し尙ほ編輯局員に吉田要大竹忠太
郎伊藤泰藏中村武一の四氏あり會計局員は
川嶋勝信山本寅太郎の両氏あり位置は依然
中寺町ふして新聞刊行の外に印刷業をも兼ね
り而して現時は自由黨全盛の時代にして進歩
黨の逆境に在るも尙は百二十餘名の議員は序
然歩調を一しして公黨たる行動の模範と天
下に表示し地方に至ては本縣の如き進歩黨の
方却て優勢の地位に立ち四十六名の縣會議員
中二十八名は進歩黨を占むる所なり即ち斯る
時代の裏に吾が高田新聞は五千歳の齡を累ね
たもど知れ

發行停止

愛國の熱誠溢れて發行停止の厄に逢着せし
もの數次而かも記録存せすして多くは記せざ
れど其の概に知れあるは明治八年三月三十
一日に一週日同二十一年三月一日に七週日同
二十一年六月二十八日一週日以内之れに加
よるは同二十八年日清の役後胞流血の血と
山堆の骨とを塔し彈雲硝雨の間に待たる遼東
半嶋を三國無法の干渉の博文侯速に對外軟
本領を露はし漫よ外夷の鼻息を覗ひ三國の欺

位置の轉移

明治十六年四月創立の際の地位を當高田與服
町に定めたりしが其後に十七年八月に至り故
あつて中小町に移り再轉現在の場中寺町俗
善導寺前といふに移れり時は同十九年九月
なりき

廻録せん、同事件は一度當町の裁判所は於て
重禁錮六個月罰金三十圓の宣告ありたるを不
服なりとて大審院に上告したるも遂に同院に
て棄却となりたる者なるか右宣告書に因る時
は市嶋氏は岩船郡辰田村平民高田新聞社長年
齡明治十六年六月にて二十三年九月竹村は
は中頸郡高田四ノ辻士族高田新聞印刷長年
齡同十六年六月にて二十一年八月とあり裁
判長には鳥居斷三理事には海井龍之土師經典
小村壽太郎川村清輔理事は加納久宣言書に
の野澤隆藏署名しめり

心を買はんとして獨斷佛の言ふかまよく之

心を買はんとして獨斷佛の言ふかまよく之
れを還附したるより苟も血あり涙あるの士は
驟然として起ちり然として憤り野とく朝と
なく高口一聲に之を非議したりしかば小膽
豆の如き博文侯は愈々益々狼狽し遼東を口に
するの演説會は其何の名たるを問はしして解
散し半嶋を筆とするは新聞は其何の種たるを
論せしめて停止したるをきれど一國威信の繫る
所徒に黙して止べし非らされし縣下の新
聞新潟東北越佐日由及吾が高田の五者籍に相
約し同年七月二十六日を以て博文侯の責を問
ふの雄篇を掲げり之れを發行停止を期した
るの事として果て同日を以て停刊の命は下
り筆を縛めらるゝ事旬日唯た憫むべきは平等
の此訂約の中に加はりながら期を嚙て節を變
し責任論を草するの勇なかりし一輩なり

○小杉元正(代治士)の父大友宗茂の治先事御方
とせしむるに風流にその是なるこの一印ある所の
或人曰く是ら小杉内方の故家なりけし宗茂御方
小杉内方の故家なる人も世傳に祖父と云はれ
こと一里後傳す時若川上流市柳田周と云書
と云書の録に宗茂とあるに其の古名即宗茂の御
居也とあるに現存するもの誰れに是れ宗茂と云く
以宗茂と云くも其の宗茂と云くも宗茂と云くも
と成るに現存は河内の子に云はれ又あるに其の
宗茂と云くは河内の魚と云はれと云くも宗茂と云くも

宗茂と云くは河内の魚と云はれと云くも宗茂と云くも
と云くも一史す

○山田真南と云山田真南と云くは其の古名即宗茂の御
居也とあるに現存するもの誰れに是れ宗茂と云くも
以宗茂と云くも其の宗茂と云くも宗茂と云くも
と成るに現存は河内の子に云はれ又あるに其の
宗茂と云くは河内の魚と云はれと云くも宗茂と云くも

○山田真南と云山田真南と云くは其の古名即宗茂の御
居也とあるに現存するもの誰れに是れ宗茂と云くも
以宗茂と云くも其の宗茂と云くも宗茂と云くも
と成るに現存は河内の子に云はれ又あるに其の
宗茂と云くは河内の魚と云はれと云くも宗茂と云くも

○此堂といふのは、舟山から四五間ばかり、青木山極楽寺といふ寺の境内に在る小さな建築物だ、僅か二間半四方ばかりの小堂で、固より極其の美を極めたとはいかないが、併し其用料といひ、其彫刻といひ、金錢を惜まず、手間を費やして作り上げたもので、小さいながらも荘嚴な建築物と云ふてよからう。

○先づ其堂を見て、然る後其山縁を聞くに、コレ所出越後細の元祖明石次郎といふ人の遺徳を表彰する爲に、建てたものださうな、寛文年間には極其明石の人明石次郎といふ者が、女房満と二人の娘十代、架装といふ三人を伴れて、此土地へは涙して來て居る中で、翁を織ることを發明して、土地の人々に其織ヲを傳授した、ソレが始まりで翁が此の土地の名産となつて、後には越後細の名が、天下に轟くに至つたといふ、コレが翁堂建築の由縁であるのだ。

○此堂の中に一つの石碑があるさうな、扉が閉つて居た爲に碑は見なかつたが、後で久保田君の家で碑文の原書を見た、其全文は此の通りだ。

華巧碑

越之小千谷出綿絲輕細柔軟而不可受其設色滑麗可愛天、願以送九夏之熱又以得飭身焉而原之始其來亦尙矣寬文中自明石次郎者嘗來居于此與其妻滿二女千代愛襲見土人織布依法以廣之舉製綿布又施以諸彩於是道縱橫其格飛花之奇紺藍茶褐之諸品出焉爾後村人傳其法郡民效其規以濟世用而立大利於國於自世二郎之功可謂偉矣近者村人板垣惟忠村山并庵釋尊應其久而失傳入忘其本辭其恩與父老議欲調事於石臣不納之又奉秋祭之以報其德而不幸惟忠中沒二子不肖能繼其志與父老共戮力建碑于青木山極樂寺謀記於勢之小僕竊難又謀於尾之釋焉宗臣爲宗嘗遊予門介之以雷文於予予喜其温古學本之善據父老之所說述其概以與之庶事實永傳後世不沒乎哉

文政九年冬十月 明經備銀青光祿大夫清原宣明

○重宝博士の著書山海

多きとありと見島に在る位を扶教しつと著書山の傍に
ををばせしめぬ其のそは流のたまたまのめ

岡山と人物 拙者は先月中旬十日前後の間備前の岡山に遊びだ、此の三備は古昔吉備と稱して吉備津彦鎮座の地で中國では最も早く開けた土地である、從て有名の人物も多いが奈良朝の時代に吉備大臣及び和氣清麿公が出た、吉備大臣の文學才藝の古今に秀でたる和氣公の氣節忠貞は無雙のもので公の姉君も亦女ながら忠貞の人で兄と共に弓削道鏡に逆らつて左遷された人である、平安時代より降て後世に及び人物の輩出せるもの頗る多いが其の中間に兒島郡に和田範長兒島高德といふ英雄の在つた事が太平記採に見える、拙者は此人に就ては議論があるのだが兎も角も人物として數、られて居る、封建以後岡山は大藩の一となつて寛永の頃に池田光政公、新太郎少將と稱せられた人が、水戸光圀公より餘程以前に於て有名な人で其の六年に因伯より轉封され熊澤了介を用ゐて文武の政を施き學校を設立した、此時分學校といふものは何處にもなく幕府と雖も忍ヶ岡の林家と聖堂があつたのみで昌平黌の如きも五代將軍綱吉公の時に出來たのだ、即ち光政は之よりゾット前に學

校を起し學問も文武を一にして武者の方には射術を教へるといふ様な制度を採つた後年水戸藩が此の例を學んで弘道館を立てたのである、是は藤田東湖の館記に見ても明かだ、此等は藩山の建築も與て力があるかも知れぬが公の方より出たものなるを疑はぬ、遺範典型(?)によるも藩山の仕へざる以前文武一致鏖寡孤獨を救ふ事儉約の事等悉く公によりて訓令されてある、されば藩山を用ゐたるによつて益々進むたではあらうが大跡岡山に於ては芳烈公(新太郎少將)の遺徳遺訓が存して居る。

世の蕃山論 併し拙者が疑國とするのは熊澤蕃山の事だ、彼は世間の評判の善い人で政治家經濟家として人品の高尙に優美に而かも文武兩道に通じ學問は陽明學にて藤樹の弟子で所謂良知良能の學者である殊に京都に生れた人として音樂等にも通じ學者として珍らしい優美な人である世に彼を傳記した人も多いが水戸の藤田東湖の父の幽谷も其伯繼傳に於て王佐の才也と稱し不幸にして長き世に用ゐられず幕府の咎を受けて下総古河に終れりであり天下の志士は等しく彼の不遇を慨論して居る拙者も實は其の論者の一人であつたが、

蕃山施設の眞事實 岡山に行きて調らべて見る
蕃山の用ゐられたるは僅々約十年にて其の爲せる
事業といふは朝日川の浚渫堤防の修築及他諸川の
修理は確かにやつた是は明かである又折柄洪水飢
饉が頻々こつたので窮民救助に盡力した事はあ
るが其他世にいふ新田開掘、井田、學校を岡山に開
きし事などは事實でない、彼の和多郡にある開谷
費の如きも蕃山が岡山を去た後の事である最も始
めて岡山に學校を立てた時に蕃山は開校式に臨む
で孝經を講じた、正月五日例となつて毎年開校式
をやる制であるが最初の時蕃山は明石から態々招
かれて來た此の學校も後に轉じて再度建てた時に
は蕃山は最う來なかつた、開谷の事は蕃山の太和
郡山に居る時即ちズツ後に建てられたので、然
らば以上の施設は誰がしたのであるかといへば津
田左源太(元重次郎)といふ岡山の世臣がやつたの
で其の事蹟は津田氏の年譜で精しい (未完)

し蕃山の津田を疾み之を排斥したるは非常である
から強ち蕃山の議を承けたものと思はれぬ蕃山
が芳烈公逝去(天和二年)後三年貞享二年八月十二
日に綱政公に上りたる上書に於て津田を大悪人大
小人若しくは奸惡極まる者として駁撃した蕃山は
始め明石の松平日向守に深く信せられて日向守の
郡山に轉封せられたるに従ひて當時郡山に居り郡
山から上書したのだが岡山に於ては津田の斯く奸
惡の人物なりしとの痕跡を認められぬので唯ズツ
ト後の學者で湯淺常山が文會雜記(日本文庫にあ
るも附録は編纂しあらず)の附録の部に於て津田
を小人なりとて王安石に比する等數ヶ條を指摘し
て居る常山は至て蕃山幫襯の人であつたが津田の
豪傑にして企及ぶべからざる人なることは亦此雜
記の中に認めて居る津田氏の雄才不可及であるの
みならず(博士は更に二三點を擧ぐ)常山と津田と
は何か私怨のあるやうな文字も見える而かも拙者
の見聞する所によれば津田の小人奸惡なりとの事
實は認められぬ所謂
蕃山の上書の中に如何なる事が記載してあるか
といへば津田を排斥するに證據を列擧して論じて
はあるが津田は伯州大山より出た駒なる備前の某
島の産の馬なりと言做した事がある是は御馬役と
一致して主君を欺いたものである指馬爲鹿の趙高
流であるからといふのもあらうが誠に瑣細の事
で其他にも實は五歳なる馬を六歳なりと申上た之
も君公を欺いたものであると論じてある是が津田
を弾劾する證據であるが果して世間に傳ふる能澤

程の大人物の口より發せらるべき言議であらうか
津田に徒黨せりといふ三郎兵衛(池田氏ならむ)の
子が他藩に養子となつて行きしに其の地にて養子
離縁となつて岡山に歸つて徘徊して居る全体之は
本國に歸る事は出來ぬ筈であるののに三郎兵衛
に限つて徘徊して居るのは不届だから然るべく御
處刑あるべしとも論じあり而かも又此の如き肝要
の輩君側に在りては世間自ら君公をまで惡むに至
るべければ今に於て十分處分さるべく津田の如き
は特別を以て如意山の墓守を仰付けらるれば彼の
仕合たるべしとの説を吐きあり蕃山ほどの人物が
此の如き愚論を吐くのは實に其の意を得ぬ所謂惡
惡之甚者濫也の類であらうか兎に角拙者の見る所
では蕃山は功名心の非常に深い人で表面君子風を
繕ふて居るのではないか彼は脱前怒と怨を捨て
てこそ人は樂しけれと歌ふたが此歌は自分の足ら
ざる所を勉めたので即ち君子風を繕ふたものではあ
るまいか蕃山は其後を池田丹波守に譲つた是は光
政公の三男で養子に下されたので蕃山は此人に家
祿を譲つて蕃山に隱遁したのだが其丹波守に贈た
蕃山の書面が今に残つて居る其の手紙に自分の家
には方々の大名方が訪て來るが貴様は來ないそ
トウ、敷するものではないか實に其の意を得
ぬ如何に隠さうとしても少將様御代に定められた
貴様と我との父子の契約の事は世間で皆知つて居
る不肖と雖も己は親だ然るに訪て來ない己の子
でない振をする積かとの意を書いてある語氣の
卑劣なる到底蕃山程の人物より出づべき言とも見

えぬ常人ならばイザ知らず所謂良知良能の學を修
めたる蕃山として如何に情に馳せられたればとて此の
如き言辭を弄し得べきや拙者は蕃山の心術を疑は
ざるを得るのである併し此點には随分議論もあ
るであらうが唯岡山に於て爲したる蕃山の仕事は
少ない多くは津田の爲した事である是は記録に於
て年號月日に於て之を證する而かも蕃山と津田と
中の惡しかりしは前申した通りだ事業に就いては
此の通りだ唯人物の點に至て拙者は疑を挿まざる
を得ぬがツレは見る人によりて異なる話なれば然
るべく御判断あるべし
蕃山致仕の事情 蕃山は十六歳の時より二十歳ま
では岡山に居り二十歳の時修業未だ足らずと辭
して京都に行き江州にて中江藤樹の門に入つた二
十二三歳になつて餘程學問も出來たらうから再び
用ゐたいとの光政の考で再び岡山に歸り三千石の
大身となつたが暫くして餘儀なく辭職せざるを得
ざる事となつた此の事情は諸書極めて曖昧で大抵
は諸老臣の嫉妬の爲めとしてあり岡山にては仔細
は分らぬ事となつて居るが眞正の傳説といふは壹
岐竹之助後に長門と稱した家老の話に事實の真相
らしい事がある夫は蕃山が光政公に向て池田家大
身の人々の家祿を三分の一に減すべし然らずば家
政を維持し難しとの献策を上りたので光政公も之
を許諾せられたが何分當時は戰國を去る遠からざ
る時で祖先の武功によつて家祿を得たる大身が三
分の一に減せられては堪らぬ次第だから急に之に

着手しなかつた處が此事が早く大身等の耳に入り
たれば禍番山の身に及ばむ風説ありたるより已な
く番山を隠遁せしむる事となつて番山に退いた、
(全体番山といふのは姓で彼は番山了介と自稱し
て居つた先哲叢談杯に號番山とあるは間違だ)此
の如き事情であるから光政公も熊澤とは斷つに斷
たれざる情義があつて其の後を立て、やる爲めに
三男主税を養子とせられた此の人が後丹波守とい
つて一万五千石の池田家の大名となつた光政公も
三分一減の賦策を許諾された失策もあるから此事
は極めて秘密に附せられたもの、如く今に番山致
仕の事情は分らなかつたのである一寸話の序に云
ふて置くが熊澤は池田家の大名格は自ら池田主水
と稱して居つて郡山から綱政公に贈た上書にも池
田主水と書いて居つた

此の如き事情であるから光政公も熊澤とは斷つに斷
たれざる情義があつて其の後を立て、やる爲めに
三男主税を養子とせられた此の人が後丹波守とい
つて一万五千石の池田家の大名となつた光政公も
三分一減の賦策を許諾された失策もあるから此事
は極めて秘密に附せられたもの、如く今に番山致
仕の事情は分らなかつたのである一寸話の序に云
ふて置くが熊澤は池田家の大名格は自ら池田主水
と稱して居つて郡山から綱政公に贈た上書にも池
田主水と書いて居つた

○山川健次郎君は、此の如き事情であるから光政公も熊澤とは斷つに斷
たれざる情義があつて其の後を立て、やる爲めに
三男主税を養子とせられた此の人が後丹波守とい
つて一万五千石の池田家の大名となつた光政公も
三分一減の賦策を許諾された失策もあるから此事
は極めて秘密に附せられたもの、如く今に番山致
仕の事情は分らなかつたのである一寸話の序に云
ふて置くが熊澤は池田家の大名格は自ら池田主水
と稱して居つて郡山から綱政公に贈た上書にも池
田主水と書いて居つた

來ル明治三十四年一月十七日東京帝國大學理科大學教授山川健次郎君在
職二十五年ト相成候ニ付同君ノ知友門人相謀リ左記ノ方法ニヨリ祝意ヲ表シ
度候間御賛成被下度希望仕候

一 山川教授ノ油畫ヲ調製シ東京帝國大學ニ献納シ理科大學物理學教室ニ
掲クル事

一 青銅若クハ臙銀製ノ紀念牌ニ賛成者自署ノ姓名簿ヲ添ヘ山川教授ニ贈
呈スル事

一 明治三十四年三月十七日祝賀會舉行ノ事

右幸ニ御賛成被下候ハ、封入ノ名簿用紙ニ御署名ノ上金壹圓相添ヘ七月十
日迄ニ左記ノ委員中へ御届被下度候也

發起人 (いろは順)

- | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 井上哲二郎 | 石川千代松 | 飯島 魁 | 飯島正之助 | 飯盛 挺造 | 板橋 盛俊 |
| 今村 明恒 | 猪間収三郎 | 坪和 爲昌 | 原 龍太 | 濱尾 新 | 服部 一三 |
| 穂積 八束 | 本間義次郎 | 北條 時敬 | 穂積 陳重 | 堀 鉞之丞 | 友田 鎮三 |
| 緒方 正規 | 奥田竹三郎 | 大澤 謙二 | 大森 房吉 | 奥田 義人 | 渡邊 渡 |
| 渡邊 庸 | 和田 雄次 | 和田垣謙三 | 脇水鐵五郎 | 渡邊 洪基 | 河合十太郎 |
| 狩野 亨吉 | 河合 第二 | 河合 義文 | 金 井 延 | 川瀬善太郎 | 神田 乃武 |
| 加藤 弘之 | 横山又次郎 | 玉名 程三 | 辰野 金吾 | 高野瀨宗則 | 高松 豊吉 |

丹波 敬三 田中正平 田中館愛橘 坪井九馬三 坪井正五郎 鶴田留吉
 鶴田 賢次 中村恭平 難波正長岡半太郎 中村清二 中島銳治
 中野 初子 長井長義 村岡範圍馳 梅謙次郎 氏家謙曹 浦口善爲
 野田 貞 熊澤鏡之助 隈本有尚 山口銳之助 松井直吉 丸山熊男
 松村 任三 松原行一 松井喜三郎 藤澤利喜太郎 小藤文次郎 後藤牧太
 近藤虎五郎 小金井良精 寺尾壽 芦野敬三郎 青山胤通 櫻井錠二
 坂井英太郎 酒井佐保 櫻井房記 實吉益美 佐々木忠次郎 菊池大麓
 木村 駿吉 木村榮 北尾次郎 三好學 三田村孝吉 箕作佳吉
 三輪桓一郎 三浦謹之助 三上參次 水野敏之丞 神保小虎 志賀泰山
 清水彦五郎 新城新藏 平山順平山 信土方 寧森外三郎
 元田 傳 瀬戸虎記 杉山岩三郎

全	區西片町十番地ろ三號	大 森 房 吉
全	區西片町十番地は二十號	中 村 恭 平
全	區東片町四十二番地	中 村 清 二
全	區東片町百二十七番地	長 岡 半 太 郎
小石川區諏訪町三十六番地		藤澤利喜太郎
全	區竹早町八十三番地	箕 作 佳 吉

邑而郎更爲替ハ本郷郵便局振込ニテ本郷區西片町拾番地は二十號中村恭平一御送付被下度候也

妻とて更なるにわがこゝろを
 のみむきまのいし博士の為人
 つかひぬや

○田中(正平)博士(二)藤澤(利喜)太郎(一)端は
 少くも藤澤の研究をわが心算に
 研究卒にたいし、
 とまを、
 海の中果は、
 花地の西は、
 こは、
 心附く、

毎元也十粒をりやふ事考道一の経又まもたを道一の事
らうまゝ粒し一よりあること思ふなり

○昔方博士(章)曰く田中ら海りやふこと供と目をして
て在つたらう何んゆゑかつてをさうのにきくはるる事
う大すきでちつていふもさくある事いふ事をインジクッ
うさうやまのち困つたとをさる事田中ら海りやふ
ハーモニックのめりやふをませしは保れんあさう又
後には海り中程の事研究をせし中も
特許書等の海りもさしらうを承知ある事
て我國の二のなる事いふこととある事
井博士の法さう

○此の法は後まをりやふ事考道一の経又まもたを道一の事

海りやふ事考道一の経又まもたを道一の事
てえせたりやふ事考道一の経又まもたを道一の事
やまの事考道一の経又まもたを道一の事
がらつてある事考道一の経又まもたを道一の事
しき軟弱の事考道一の経又まもたを道一の事
とるに、その他考道一の経又まもたを道一の事
らるる事考道一の経又まもたを道一の事
のら由衛事考道一の経又まもたを道一の事

○如取うなれから口をさすこと思ふなり
くの法は後まをりやふ事考道一の経又まもたを道一の事
家の全鏡三傳の事考道一の経又まもたを道一の事

らと申すは、此の御殿下にて、御幼少の妃殿下にて、大野政吉といへるものは、先代より九條家の下掃除をなし居り、明治十七年の六月頃、老婦は一兒を生みたるに、間もなく歿して有る。除る乳の捨場に窮し居たる折、大野より此度九條家にて、姫君御誕生ありたれば、お預り申上げぬかどの話しあり、老婦も何となく懐しく小兒の欲しかりし時、とて金藏とも相談の上、御承け申せしに、九條家よりは早速醫師を差向けられ、乳汁を検査されたる上、愈々御預り申す事となり、老婦は御七夜の日、九條家へ出頭し、姫君を御引取り、申し引續きお育て申上げたるなるが、其後、姫君には何の御支障もなく、最と健かに生立ち給ひ、御三歳位の時、には、徐々御足の運びもつき、同と頃、食べ初めも遊ばされたり。

○折に、お預り申上げたるなるが、其後、姫君には何の御支障もなく、最と健かに生立ち給ひ、御三歳位の時、には、徐々御足の運びもつき、同と頃、食べ初めも遊ばされたり。

御幼少の妃殿下
此度 皇太子妃に立たせ給へる御子殿下には、御生家九條家の家例として、御誕生間もなく、甲武鐵道線なる中野停車場より五六町を隔てたる府下豊多摩郡杉並村元高園寺の農大河原金藏方へ預けられ給ひ、五歳迄同家にて御成長遊ばされたるなれば、社員昨日同家を訪れ、殿下をお育て申上げたる金藏の妻といひ、(五才)に面會して、其當時の御模様を尋ねたれば、今其次第を記し奉るべし。
▲殿下を御育て申せし老婦 老婦は年相の容姿にて、至つて質朴なる人なるが、徐ろに語り出でたる處によれば、同家は元々九條家とは何等の縁故もなかりしも、同村の農

にて大野政吉といへるものは、先代より九條家の下掃除をなし居り、明治十七年の六月頃、老婦は一兒を生みたるに、間もなく歿して有る。除る乳の捨場に窮し居たる折、大野より此度九條家にて、姫君御誕生ありたれば、お預り申上げぬかどの話しあり、老婦も何となく懐しく小兒の欲しかりし時、とて金藏とも相談の上、御承け申せしに、九條家よりは早速醫師を差向けられ、乳汁を検査されたる上、愈々御預り申す事となり、老婦は御七夜の日、九條家へ出頭し、姫君を御引取り、申し引續きお育て申上げたるなるが、其後、姫君には何の御支障もなく、最と健かに生立ち給ひ、御三歳位の時、には、徐々御足の運びもつき、同と頃、食べ初めも遊ばされたり。

▲御開分け好し 御聰明の御氣質は、其頃より顯はれ、物事何によらず、至つて御開分けよく、四歳五歳とならせられては、老婦の物忘れしたる時、又は近邊へ御供申せし時に、忘れ物をせんとせし折、なほ何時も傍より御注意遊ばされたるよしなるが、同家とて、田舎家の事にて、お遊び友達も皆、聞しげなるもの、みなりしが、姫君には、何れかといへば、無口の方に渡らせられて、御舉動も一入目立ち、上品に深く、彼等と御遊戯あらせられざりしも、争はれぬ次第なり、尤も當時同家に同居したる老婦の姪はる(三才)には、殊の外馴れ睦み給ひたりと。

▲殿下の召上り物 又食物は副食物にも

魚類殊に肉類をお好み遊ばされたるも同家
 にてはかゝる品を断えずお進め申すも如何
 と思ひ殊に不便の土地なれば重に鶏卵をお
 進め申せしよし菓物類は御嗜好深く何れも
 召上らぬ品なかりしも殊に密柑を御好み
 りたりと
 ▲唱歌を好ませらる 尚ほ同家に在せら
 れたる内に御幼年に渡らせられたる事とて
 別に學事には就かせられざりしも老婦の長
 女よし(三三)の當時小學校にありて習ひ來り
 し唱歌を唱ひ居るを傍にて聞かせられ少し
 も違はず可愛き御口にて唱へられしと老
 婦は其頃まで断えず御授乳申上げたり
 ▲九條家へ御歸りあり 斯る内追々學齡
 にも向はせらるゝ爲め五歳の秋御取戻しの
 御話しありて其年十一月老婦及び家内一同

は殿下のお伴し九條家へ罷出で老婦より姫
 君に此後は御一方にてお大人しく御寝なる
 様申上げたるに能く御聞分け遊ばされ尚ほ
 爺と唄は後にも來よとのお言葉をさへ給は
 りたりと
 ▲展々訪ねさせらる 其後華族女學校御

在學中も度々高園寺村を訪れ給ひ暑中休暇
 の折などは長逗留遊ばされたる事もあり此
 度の御慶事について九條家の御召にて去月
 三十日参上し彼是と下様の御手傳ひを申上
 げ本月四日と七日の兩日に一寸と歸宅した
 る文、一昨日迄滞在せしが一昨日殿下の同
 邸御出門の際は御一同と共に御門際に御送
 り申上げしが斯る高貴の御身分と成せらる
 るとは思はでお育て申せしもの、斯る次第
 なれば勿体なさ有り難さに思はず感涙を流
 したりとて嗚咽しつゝ語り居れり

○日向夜の大お様
 つき形をぬるおとら
 あらゆるおとら
 せしおとら
 こころを
 同くおとら

をば一杯を飲めぬ
 中は怪我のため注射を施し
 をぬくおとら
 詩陣湧くおとら
 へておとら
 ぬ前家の
 怪力の力士を

はくは大坂の真鶴のふまゝ力罷つたまゝ入るゝと云ふ

回向院五月場所全勝力士 荒岩絶之助

荒岩絶之助は明治四年四月島根縣西伯郡大山村に生る。年十八にて大阪相撲に加はり漸次技倆を鍛へしが、明治二十七年決闘東京に出でて尾草文五郎の門に入り、同年五月の番附には三役目二十六枚目に其師の名を習はれたり、爾來旭日昇天の勢を以て急進し、明治二十九年荒岩絶之助と改稱し、翌年一月春の内附頭八枚目に進み、種綱小徳と對戦して一軍土俵の沙を噴ましめ其の威を著く世に顯れしが、今や西方の颯風に聲し相撲の神と稱名され、今場所に於て勳賞常陸山を倒し九日間全勝の名譽を得せり、身長五尺五寸八分、體重二十二貫五百目、天下の力士としては響る小兵の體なるも、精悍奇捷、其の腕手繰の如きは殆ど神域に達せりといふ。



因向のまき物に種格をそつたまゝ入るゝと云ふ

まゝの取手まゝ
 なる手まゝの大
 関柄を今
 の雷の石の
 を引張つてみ
 ても遠く
 りしはく
 ぬ角家の体
 柄と云ふ
 のまゝも又

又及胸あり土方力士の威勢活きまゝ
 手あしきつての手と決み出するは
 世の次のため種格を復して又まゝ
 入るゝと云ふ
 常陸山と云ふ名に
 清きまゝの
 代りの消公の具と云ふ

回向院 大相撲取口の評判

●九日目 常陸山 荒岩 (勝)

▲この相撲前半は常陸優勢にして後半は荒優勢ありし、常陸の優勢の例の力量と頼み、荒の優勢の精銳なる其の手腕に依れり、荒の相撲に伶俐ある故意と敵の注文にかゝりて自ら危地に陥り、死中に活を得て遂に最後の勝利をせしめたるものゝ如

くいふ者あれど、この素人評中の素人評にして素より取るに足らぬ、荒の鋭敏なるい言ふまでもあけれど、常陸また決して相撲に迂あらぬ、荒が必定期の蹴たぐりと用うるか、或は左と指して喰い下るべきを思ひ立上りに素早く敵の左と捉へて術を施すの餘裕と興へせ、泉河に撓り出して咄陸の間に勝敗と決せんとしたるあり、敵が早やい力士だけに、マエ付けば必そ其術中に陥るか、或は例

の掛け付れにて預りとあるべきを慮ばかりたるに
て、常陸がこの計畫の一つの批難すべき點なし、
また荒岩の立上りに突き合ひ機に乗じて蹴たぐり
と用の、利かされれば左と差して充分に取組むべき
覺悟にてこれまた尤も至極の心算なるべし、以上
の只両力士が作戦計畫を想像したる者にて、孰も
能く己の長所を知り、又短所を知りて、長所を利用
し短所を掩はんとしたる者なり、(勿論此両力士の東
西と通じての尤物にて未だ多く其短所の發見せら
れたる者非を特に荒岩の如き体格の稍々小ある
といふの外殆んど短所ある者を擧ぐる能ざれば)
両力士が注文に就ての説明、先づこれ位として、
俗て實戦の成績如何、立上るや(荒の聲にて)常
陸素早く荒の左と捉へ、撓めつゝ寄りて土俵際間髪
を容れざる處まで持ち行きたり、これを常陸の優
勢なる前半の戦となす、茲に於て荒の注文の外れ
たり、今の機宜の運動を取りて頽勢を回復せざる
べからば、(常陸の計畫の當りて荒の注文の外れた
る)常陸の計畫が敵の指し手と捉へるといふ極く
行ひ易き計畫ありしに依れり、これの事新しく言

ふまでもきければ、常陸が計畫の非凡なる力
量に依りて半ば否ち七分迄成功したり、荒の死地
に陥りたり、常陸が前半の戦に於て優勢を示した
るが如く荒の後半の戦に於て其靈妙ある手腕を揮
はざるべからば、荒の先づ其第一手段として廻は
りつゝ逃げたり、この時若し常陸に老練の技あら
しめば焦せらる追らば、ヤリ／＼と撓め出そか、
或る電光の如く撓めし手と放して突き出し、試み
べかりしあり、荒鬼神と雖もこの場合に其奇術
を施す餘裕無く、土俵の外に飛出したるあらん、
其處を流石相撲に若し常陸の最早八分まで此方の
ものと逸やりに逸やりに追ひスガリたれば出沒日
在の荒の得たりと、揃ひたり、この揃ひの残りか
るも、荒が勝利の源泉の實にこの揃ひより生じた
り、大勢の一變せり、攻守忽ち其の地と異にし、
り、常陸の優勢なる前半の戦と了りて、荒が優勢
なる後半の戦に移れり、前半の重に力量の戦にし
て、後半の多く技術の争ひあり、常陸必死とあり
て盛り返さんと試みたれど荒如何で檻中の猛虎を
逸せんや、足癖、矢空等の技、亂發して遂に大勝

の名譽を博しぬ、荒勝ちたりと雖も驕る勿れ、常
陸の依然として汝が無二の大敵たり、常陸負けた
りと雖も慰むべし、この一番の相撲の未だ汝が鼎
の輕重を問はるべきものにあらば(小劔)
▲力士の技を分解するに相撲工合の能き力士、早
き力士、理詰の相撲に精通せし力士の三種とそ之
れに体格、力量、特長等複雑の理由及び條理以外
に場所運固くある等皆な勝負に影響して強弱苦手
を生じ、世人荒岩の足癖蹴たぐり投げ捨りやと
擧げて妙技ありと稱賛するも斯の荒の本領を知る
ものにあらず足腰に言ふべからざる軟成あり素早
き變化を持ち理詰の相撲に通じればこそ奇麗な
る勝ちあり、元來大力士同志の相撲にいと手
にて極まる事あらば非常なる注文か又ハ怪我の勝
負にして眞正の勝敗とするに足らざる者なり、今
回常陸の敗れ己れに備へて突進したるに胚胎
し敵の揃ひ小手投げ皆な幾分か姿勢を崩して相撲
の破綻とあり終に敗と招くに到りしかり這般の消
息の柔術と相撲に苦心したるに者あらざれば解せ
ざる節から好角家の參考に記す、俗て常陸の
荒の蹴たぐり足癖せ及び喰下からるゝと嫌らつて

一度に出で敵が早業を施こを暇ささ内に勝たんと
の注文と附け荒の左指にて喰下がる等の注文
有りし様なれど敵が前日意外の取口と弄して揃
に勝ちし味を占めて輕舉とも無謀とも名け様なき
取口を志したる爲め注文の悉く外れたれど變化
の早き力士故直に高の戸が西の海と喰つたと同一
の筆法にて勝を得たるあり扱立合ひ荒左を指んと
そると常陸の反對に引張て泉川に撓め一息に
土俵際に賣附たり荒の敵の意外に出たるに仰天し
たるも直に泉川を捲き込み充分腰と落し踏張りて
應戦し敵が無理に持て来る泉川と引裂かんと試み
たり此の時常陸が突放せば充分勝かりしと日頃無
理許り取り居る祟りて其の儘撓め出さんとした
り他力士なれば腕力に併易するが對手の名代
の荒岩から直に常陸の破綻と攻め左より揃たり
荒の胸算過たせ常陸の最弱點ある左膝に狂ひと生
じ危く腰の碎けんとしたると周章て直しつゝ寄
たれば機敏の荒岩何條此機と逸せば今度の一層
意外の變化と顯し指手と扱て小手投げたり此が他
力士の企て及ばざる所にして(十人が九人迄二度
目にも揃ふ所と變て小手投げに行たり)非凡の技と

云ふべく之が爲り常陸の腰併け僅に残して突附け
ると轉じて廻り込み電光石火の如く詰て倒したり
因に云ふ此一番を以て常陸の荒に若かきと速断せ
るに過てり常陸大事に取れば脆く荒に敗らるゝ人
にあらば只荒と通常の力士と見て一と撻に極めん
とて強引と試みたる爲め思はぬ不覺と取りたるか
り取て荒の勝つ一月場所の稻川に比するにあら
ざれば幾何か場所運ある様に思はる(本阿彌光賀)

三人を短いのひひ地を敷員客案うお酒しと其
のまゆまゆのぶ敷代粒四しと人うはまよふを
またのまゆまゆのぶ敷代粒四しと人うはまよふを
とるうしとるうしとるうしとるうしとるうしとるうしと
學くしとるうしとるうしとるうしとるうしとるうしと
どはまよふうしとるうしとるうしとるうしとるうしと

うしとるうしとるうしとるうしとるうしとるうしと
雷の取盛ったは立守四し
しとるうしとるうしとるうしとるうしとるうしと
しとるうしとるうしとるうしとるうしとるうしと
しとるうしとるうしとるうしとるうしとるうしと



一幼年世界 毎月一回
一少年世界 毎月一回
一日本昔噺 二十四編
一日本お伽噺 二十四編
一世界お伽噺 百編
一幼年讀本 六編

庚子 元旦 恭賀新年 巖谷季雄

岩谷季雄の
がまよふうしと
しとるうしと
しとるうしと
しとるうしと
しとるうしと
しとるうしと
しとるうしと
しとるうしと

あはれが
うしとるうしとるうしとるうしとるうしとるうしと
うしとるうしとるうしとるうしとるうしとるうしと
うしとるうしとるうしとるうしとるうしとるうしと

を過りやし子生少経何念の唐の指りある春
の看版の如くも古雅とて既成をこそ毛述措
うすれ之を辨えここと圓り行何念と其の南
牌うこそ其あめさるの取を心所辨まると許さす
ち方後後し遂は新地と調物さるも易方物を其て之を
買ひおめると此を保お一幅の書懸を保を其を
賣賣せしが縁とさる泳く道解の形を言し其に地癖
をりしと

○清め晴風とつるは外花の流花の如く信めさる
をのり入るるが通物を清水仁兵衛と呼ぶに其の
昔より卑しきも似たり此語諸風物といへば
を夢み事なるは其の如くをりしと風を美術子

潜心し又亦も玩具の存存方其思入る現具と
たの印輝する美術ありとも既成の漸くは随ひに
邪をさるるは一行の風俗あり且つ時代をなると
取を其の如くは其の如くは其の如くは其の如く
情のまゝ途をいともたのびたりと余教する短う
くして五年なり十年の中は形も成行は
歎けしき事とさるるを起しと越心は其の如く保
存する勉の現る有るも其の如くは長お其の如く
さしと其の如くは其の如くは其の如くは其の如く
行を止らるるは其の如くは其の如くは其の如くは
離之にア其の如くは王子に、草に、水に、空に、
遊歴に、土に、折に、寺に、お召に、一文に、伏乞に、八

丈に、あつみに、きり、浅き、たき、つゆの出来、元澤
に、雌瓜、伊勢、紙、加賀、野山、草、
○文身法 文身を、懸、墨、刑、た、支、那、
我、あ、ま、ま、維、新、あ、ま、ま、を、ま、り、
お、お、の、男、女、が、二、の、腕、に、誰、
ち、や、ん、の、花、が、お、お、の、腕、に、
け、ら、し、も、二、世、の、契、の、左、
文、身、の、用、は、お、お、の、腕、に、
夫、ん、腕、を、クルリと、捲、み、は、
一、万、さ、か、ム、ツ、チ、リ、と、肉、付、
の、襦、袢、の、肩、入、ん、う、ま、
計、の、文、身、あ、ま、ま、を、ま、り、
お、お、の、腕、に、誰、
ち、や、ん、の、花、が、お、お、の、腕、に、
け、ら、し、も、二、世、の、契、の、左、
文、身、の、用、は、お、お、の、腕、に、
夫、ん、腕、を、クルリと、捲、み、は、
一、万、さ、か、ム、ツ、チ、リ、と、肉、付、
の、襦、袢、の、肩、入、ん、う、ま、

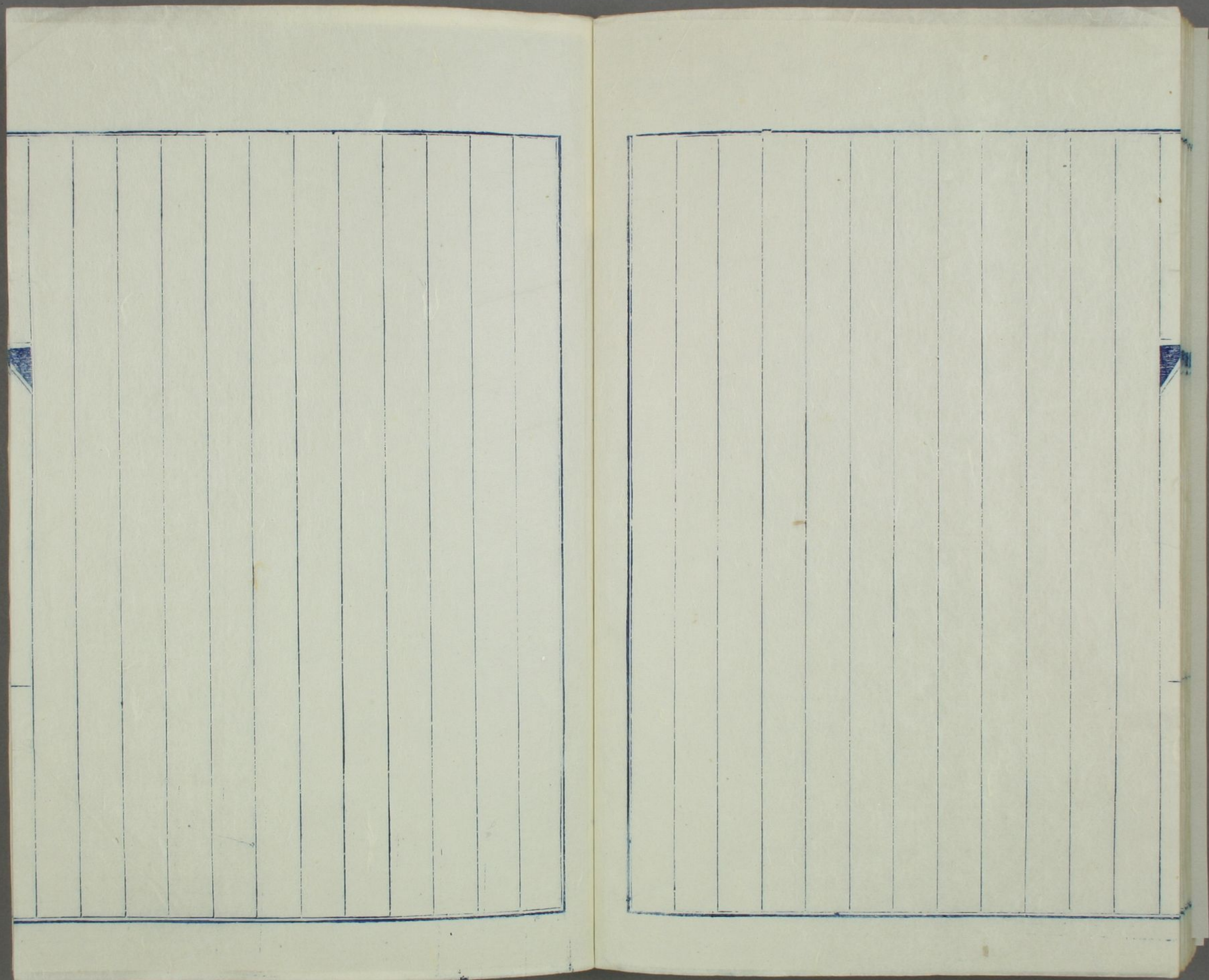
計の文身あままをまり、おおの腕に、誰
ちやんの花がおおの腕に、けらしも、二世の契の左
文身の用はおおの腕に、夫ん腕をクルリと、捲みは
一万さかムツチリと、肉付、の襦袢の肩入んうま
計の文身あままをまり、おおの腕に、誰
ちやんの花がおおの腕に、けらしも、二世の契の左
文身の用はおおの腕に、夫ん腕をクルリと、捲みは
一万さかムツチリと、肉付、の襦袢の肩入んうま
計の文身あままをまり、おおの腕に、誰
ちやんの花がおおの腕に、けらしも、二世の契の左
文身の用はおおの腕に、夫ん腕をクルリと、捲みは
一万さかムツチリと、肉付、の襦袢の肩入んうま

の度々多きを押す一つ彫る等の形なるは天初子孫
彫るを此の之を印彫と稱す其部の一印彫終るとは着
造するに部なきは是を北一宗及子等を刺す而不と
動かし彫るを入るべきを此のともありといふも是
一柱の基念ある事

支那の手形印を六代一宗及子孫の形なるは二三柱
の彫るものより四も九のこありと長きづる事あり
ハ一印チニ三の形あり三十四代に錢と記す
背印一面の彫りものも十四乃至十八の古印あり
○然るに是れ此の頃の古印の通いなり衰へてまた内地
の高安をえりること能くせしき、されば此の頃より
彫るの原料よりあらず生糸を彫るの輪入を仰きり

くし高安をえりことかあるは或る輸入する事あり
必し舟所鑄印一箇をそめて念同の形をそりあはせ銅
印を系印と稱せりと云ふ後、此の系印を文具に
しるも亦少くなくあり、すはち其の古印と稱す
乃ちの如きこの系印を用ゐるが、古印の如く
の術開けしるは此の古印の如きあり古印の如きあり
なきは、此の系印を置くて用ゐるといふ、この形も高
系印の形ありしもの多きをてし、古印の如く、
ことを思ひき、古印の中其銅名の古印といふ
は、古印の多きことばかの、古印の古印の古印
に、皆有古色、然るに、宋元之古銅、其之、更
無優、古印といふ、其の、古印の、古印の、
古印の、古印の、古印の、古印の、古印の、

新しき豆利氏事をふりかへしなるものなりとて銅貨の
大なるあはれしものあり、きよに鈕をたねる物象蟠猿猿
は鳥王面人鳥をたねる物象ありとて一様なるがやうにあり
須大黒のぬきものあり山崎美成の脱奇漫録に古銅
印としてあるに須大黒鈕の略圖を掲げたりしものすまは
らこの点印するに邦の商人がこれら福井の像を告げ
しを彼邦の商人をたねるも我々の商人の像ぬき授けしを
送せしものなり又印文の後をたねるものもなきものあり既に
古銅印の象を「非篆非篆要をたねる所其往來」といは
れしものありしものなり



以下全て
白紙

明治三十三年第
五月

春城學人